

**参考資料3**

世界と伍する研究大学の実現に向けた  
制度改正等のための検討会議(第2回)  
R3.10.14

# 国立大学法人の業務運営に関する FAQ

**文 部 科 学 省**

# 国立大学法人の業務運営に関する FAQ 目次

## 予 算

- Q1. 運営費交付金の機能強化経費「機能強化促進分」による戦略ごとの重点支援については、使途が縛られていて、大学の裁量により戦略的な執行ができないのではないのか。 . . . . . 5
- Q2. 教育研究組織を改組する場合、設置基準上必要となる教員や教育研究を行う上で必要となる教員等の経費は、予算措置されるのか。 . . . . . 5
- Q3. 学部・大学院の入学定員を減らすと教員の人数も減らさなければならないのか（運営費交付金が減額されるのか）。 . . . . . 5
- Q4. 授業料を値上げすると運営費交付金が減額されるのか。 . . . . . 5
- Q5. このまま運営費交付金が継続して減額されると、設置基準上必要な教員の人件費も確保できなくなるのか。 . . . . . 6

## 決 算

- Q6. 運営費交付金を繰り越すことは可能なのか。 . . . . . 6
- Q7. 目的積立金は、認められないのか。 . . . . . 6
- Q8. 目的積立金は、施設・設備にしか使えないのか。 . . . . . 7
- Q9. 目的積立金の使途は、あらかじめ特定の事業に使うといった定め方をしなければならないのか。 . . . . . 7
- Q10. 目的積立金の執行残は、中期目標期間（6年）終了時に国庫納付しなければいけないのか。 . . . . . 7
- Q11. 事業報告書は、記載例のとおり作成しないとイケないのか。 . . . . . 7

## 資産運用

- Q12. 国立大学法人が業務上の余裕金の運用を行ってよい対象範囲はどこまでか。 . . . . . 8
- Q13. 国立大学法人の産学連携部門などが一般企業の株式運用をすることは可能なのか。 . . . . . 8
- Q14. 寄附により国立大学法人が株式を取得することは可能なのか。 . . . . . 8
- Q15. 大学の敷地を一企業に貸し出すことは「特定の企業への優遇」につながらないか。 . . . . . 10
- Q16. 寄附により取得した土地を処分することにより生じた収入についても、一定の金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付しなければならないのか。 . . . . . 10

## 出資事業

- Q17. 国立大学法人はベンチャーキャピタル（VC）を設立してもよいのか。 . . . . . 11
- Q18. 国立大学法人が、海外事務所を現地法人化し、その現地法人に出資をして、得られた利益を回収することは可能か。 . . . . . 11

## 収益事業

- Q19. 国立大学法人は収益を伴う事業は行えないのか。 . . . . . 12
- Q20. 大学が民間企業や個人に対して法律相談業務等を行って、対価を得ることはできるのか。 . . . . . 12

- Q21. 大学の施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定することはできるのか。・・・ 13
- Q22. 学内に設置された教職員等用の保育施設に、地域の幼児を受け入れることは可能か。・・・ 13
- Q23. 大学のパンフレットなどの出版物や敷地内に企業広告を掲載し、広告収入を得ることはできるのか。・・・ 13

## 人 事

- Q24. 国立大学法人の役員の報酬や職員の給与は国家公務員の給与に準じて決定しなければならないのか。・・・ 14
- Q25. 学長の報酬をより高い報酬に設定することは可能なのか。・・・ 14
- Q26. 職員の初任給決定や昇格、昇給制度は国家公務員の基準より有利に設定することは可能か。・・・ 14
- Q27. 無期雇用職員等の給与は運営費交付金から支出しなければならないのか。・・・ 15
- Q28. 承継職員等の給与を運営費交付金から支出しなければ当該職員の退職金相当額の予算が措置されなくなるのか。・・・ 15
- Q29. 例えばURA（リサーチアドミニストレーター）や社会福祉士などの職種を新たに設けた場合、退職金の予算措置はされないのか。・・・ 15
- Q30. クロスアポイントメント制度と兼業との違いは何か。・・・ 15
- Q31. 海外機関とのクロスアポイントメント制度適用に当たっての留意点は何か。・・・ 15
- Q32. クロスアポイントメント制度適用教員に実際に労働災害事例等が発生した場合、認定や手続等については出向元、出向先どちらの事業所が対応するのか。・・・ 16
- Q33. クロスアポイントメント制度を適用する場合の給与決定の方法はどのようになっているのか。・・・ 16
- Q34. 国内の国立大学教員をクロスアポイントメント制度などで海外において勤務させた場合、共済の福祉事業（貯金事業・各種保険事業）の一部が制限されることとなるが、何か対応策はあるか。・・・ 16

## 産学連携

- Q35. 民間企業等との共同研究、受託研究、寄附の違いがわからない。どのように違うのか。またこれらを受け入れるに当たりそれぞれ留意すべき点は何か。・・・ 16
- Q36. 大学が企業等との産学連携を行う仕組みとして、共同研究、受託研究、寄附の3類型以外に独自の形態を作ってはいけないのか。・・・ 16
- Q37. 大学と民間企業との共同研究の際に、締結する共同研究契約は、文科省通知（平成14年3月29日付け13振環産第59号）どおりでなければならないのか。・・・ 17
- Q38. 共同研究及び受託研究を実施するに際し、承継職員等の給与について、当該職員の人件費（エフォート分）を経費として企業等から求めることはできるのか。・・・ 17
- Q39. 共同研究及び受託研究を実施するに際し、承継職員等の給与について、当該職員の人件費（エフォート分）を経費として企業等から徴した場合、それによって運営費交付金が減額されることはないか。・・・ 17
- Q40. 企業等との共同研究の間接経費の用途についてどのような点に留意すべきか。・・・ 17
- Q41. 企業等との共同研究費を本部事務局が学内部局に予算配分する際、直接経費のみを配分し、間接経費については本部事務局が負担している管理費等の経費を差し引いた上で学内部局に別途配分するといった運用はできないか。・・・ 18

Q42.	寄附により新株予約権を取得すること又はライセンスの対価として現金に代えて新株予約権を取得することはできないのか。．．．．．	18
Q43.	国立大学法人が大学発ベンチャー等の企業を支援することを目的に、寄附及びライセンス対価以外に、直接金銭の出捐又は現物（権利を含む）の譲渡、その他サービスの提供（不動産の貸付けを含む）を行い、代わりに株式又は新株予約権を取得することは出資行為に当たるため国立大学法人法22条の規定によりできないのか。．．．．．	18
Q44.	特許権の共有において、第三者への実施許諾の条件等は、共有者間の契約で自由に定めることはできないのか。．．．．．	19
Q45.	大学が大学院生等を雇用して企業等との共同研究に参画させることは可能か。また、その際に人件費相当分を共同研究経費として企業側に負担してもらうことは可能か。．．．．．	19
Q46.	企業等との共同研究に際し、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に明記されている「戦略的産学連携経費」（今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費）を企業から求めても、会計年度を繰り越して使用することができないのではないのか。．．．．．	19
Q47.	特許収入のような年度によって激しく変動する収入を、新たな特許の出願・維持費に充てたいと考えているが、特許料収入を翌期に繰越すことは可能か。．．．．．	19
Q48.	大学の産学連携組織がスピンオフして会社化することは可能か。その際、大学が当該会社に出資することは可能か。．．．．．	19
Q49.	民間企業との共同研究又は受託研究において、研究終了後に経費に残金があった場合、当該企業に残金を返還する必要はあるか。．．．．．	19
Q50.	民間企業との共同研究又は受託研究において、企業の経費の支払いを後払いとすることは可能か。．．．．．	20

## 国立大学法人評価・中期計画

Q51.	国立大学法人評価の実施に当たっては、短期間に成果を求めるだけではなく、特に教育研究においては長期的な観点に立った評価が必要ではないか。．．．．．	20
Q52.	評価・改善のプロセスを機能させるため、国立大学法人評価の結果に対してインセンティブを与えるような制度や仕組みはあるのか。．．．．．	20
Q53.	国立大学法人評価について、第2期では暫定評価を廃止したにもかかわらず、第3期で暫定評価を復活させる(※)理由は何か。暫定評価を実施することによって最終評価の業務量は軽減されるのか。．．．．．	20
Q54.	国立大学法人評価は認証評価をもって代えられないか。．．．．．	21
Q55.	大学ポートレートや既存の調査等は、国立大学法人評価で活用されるのか。．．．．．	21
Q56.	国立大学法人評価の年度評価の結果によって、予算（運営費交付金）に影響が出るのか。．．．．．	21
Q57.	当期総損失が発生すると国立大学法人評価で評定が下げられるのか。．．．．．	21
Q58.	個人情報漏えいや研究不正等の不祥事が発生すると国立大学法人評価に影響があるのか。．．．．．	21
Q59.	学生の入学定員や収容定員が充足率を満たしていない、あるいは超過している場合、国立大学法人評価に影響があるのか。．．．．．	22
Q60.	会計検査院から意見表示等がなされた場合、国立大学法人評価に影響があるのか。．．．	22

- Q61. 次について記載した中期計画が認可されたことをもって、当該事項の認可が得られたと考えるとよいのか。(重要な財産の処分/積立金の使途/新学部を設置)..... 22
- Q62. 中期計画に記載した重要財産について、中期目標期間内に処分に至らなかったが、引き続き処分したいと考えている場合、次期中期計画に再度記載して差し支えないか。また、その場合、計画を達成できなかったことは国立大学法人評価に影響があるのか。また、その他問題点等はあるのか。..... 22

## 政府調達

- Q63. 国立大学法人は、政府調達協定の適用を受けるのか。..... 23
- Q64. 国立大学法人を政府調達適用外機関にすることはできないか。若しくは、適用契約を限定(例えばコンピューター製品のみ)することはできないか。..... 23
- Q65. 政府調達における「教育サービス」とは、どのようなものが考えられるのか。..... 23
- Q66. 特に情報システムの政府調達を行う場合に、期間が非常に長いために、その間に新たな技術の製品化等が行われることが多々あり、同じ費用で高機能・高性能の機器等の導入の機会を逃していると考えますが、この点について、改善を行う方法はないか。..... 23
- Q67. 政府調達において、入札公告は官報を用いて行っているが、多くの時間とコストを要している。官報によらず大学のHPで入札公告を行うことは可能か。..... 24
- Q68. 政府調達における国立大学法人向け共通の電子入札等の導入予定はあるか。..... 24
- Q69. 国立大学法人は、会計法など国の会計法令の適用を受けるのか。..... 24
- Q70. 国立大学法人の政府調達以外の調達において、現在は原則的に一般競争入札によることとしているが、一般競争入札の形態による調達の取扱いは必須なのか。..... 24
- Q71. 契約方法について、世界最高水準の研究を行うに当たり、世界最高水準の機器を取得したい場合でも、随意契約によらず、最低価格落札方式が推奨されるのか。..... 24
- Q72. 国立大学法人の一般競争入札において、予定価格調書の作成は必須なのか。..... 25
- Q73. 国立大学法人の調達では、公募や企画競争による調達手続について、制約又は方針はあるのか。..... 25

## その他

- Q74. 学内組織の設置については、全て文部科学省の認可(あるいは許可)が必要となるのか。..... 25
- Q75. 学部等の設置においては、公私立よりも厳しい基準での審査が行われているのか。..... 25
- Q76. 外部資金等を財源として有期雇用している特任教員(特命教員)は、大学設置基準上の専任教員及び大学院設置基準上の研究指導教員、研究指導補助教員とすることができるか。..... 25
- Q77. ダブルディグリーや私費プログラムを拡大し留学生を増やしたいが、定員管理上留意すべき点はあるか。..... 26
- Q78. 交付決定を行った期間内に事業が完了しない場合、翌年度に事業を繰り越すことは可能か。..... 26
- Q79. 事業内容が変更となった場合、どのようにすればよいのか。..... 26
- Q80. 補助金により整備した装置等を処分する場合、どのようにすればよいのか。..... 26

※本 FAQ は平成 29 年度時点の法令等に基づき作成したものである。

## 予 算

Q1. 運営費交付金の機能強化経費「機能強化促進分」による戦略ごとの重点支援については、使途が縛られていて、大学の裁量により戦略的な執行ができないのではないか。

A1. 第3期中期目標期間における運営費交付金の重点支援「機能強化促進分」では、個別の取組を国が特定して支援するのではなく、各大学の裁量により設定する改革方針や構想としての「戦略」を対象に重点支援を行う仕組みとしており、戦略ごとの予算配分について、各大学の実状等に応じて戦略間の調整等を行うことも可能とし、国からの配分額の提示後の執行段階においても、大学の裁量による戦略的な資源配分が可能な仕組みとしています。

また、基幹経費と同様に、機能強化促進分も「渡し切りの運営費交付金」であって、制度上、各大学が設定した様々な「戦略」に使用する中で、使途（人件費・物件費等）に制限はなく、各大学の裁量により支援対象を重点化することが可能となっています。例えば、第2期中期目標期間の「特別経費（プロジェクト分）」による支援とは異なり、継続的な資源配分を大学として戦略的に進めることで、「任期のない常勤の教職員の雇用」なども可能と考えられ、各大学の戦略性に応じて、高い使途の柔軟性を確保しています。

Q2. 教育研究組織を改組する場合、設置基準上必要となる教員や教育研究を行う上で必要となる教員等の経費は、予算措置されるのか。

A2. 改組が認められることで自動的に教員人件費が措置される訳ではありませんが、平成28年度予算より、3つの重点支援の枠組み（機能強化促進分）において、教育研究組織の再編成に必要な経費として、有識者の評価を踏まえた上で、新たな教員の配置に必要な経費を措置することとしています。また、学生の入学定員の減に伴い機械的に教員経費を減額することとはしておらず、各大学において、教員等の資源再配分が可能となる仕組みとしています。

Q3. 学部・大学院の入学定員を減らすと教員の人数も減らさなければならないのか（運営費交付金が減額されるのか）。

A3. 第三期中期目標期間における運営費交付金の算定において、学生の入学定員の減に伴い機械的に教員経費を減額することはありません。

また、学生の入学定員の増減に伴う授業料及び入学料収入の増減については、運営費交付金の増減には影響しない仕組みとしており、入学定員の増減に連動する学生経費のみを一定の単価により増減し、運営費交付金に反映することとしています。

なお、教員経費については、平成28年度予算より、3つの重点支援の枠組み（機能強化促進分）において、教育研究組織の再編成に必要な経費として、有識者の評価を踏まえ、新たな教員の配置に必要な経費を措置することとしており、各大学において、教員等の資源再配分が可能となる仕組みとしています。

Q4. 授業料を値上げすると運営費交付金が減額されるのか。

A4. 授業料を上限（「標準額」の120%）まで値上げしても、運営費交付金の増減には影響しません。

授業料については、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」第10条に基づき、各大学は、「標準額」の120%を上限（下限なし）として、学則等において各大学が

それぞれ設定することが可能となっています。

第三期中期目標期間における運営費交付金の算定に当たっては、各大学の収容定員に対して「標準額」を乗じることにより授業料収入を見積もっており、授業料を値上げしても運営費交付金の増減には影響しない仕組みとしています。

Q5. このまま運営費交付金が継続して減額されると、設置基準上必要な教員の人件費も確保できなくなるのか。

A5. 仮に運営費交付金が継続して減額されることとなった場合でも、第三期中期目標期間においては設置基準上必要な教員経費等は措置される仕組みとしています。

第3期中期目標期間は、3つの重点支援の枠組み（機能強化促進分）により、各大学の機能強化の方向性に応じた重点支援を実施することとしており、そのための財源として、各大学の基幹運営費交付金対象事業費に「機能強化促進係数」を乗じた額を拠出いただく仕組みとしています。

その際、①学部・大学院教育研究経費（設置基準上必要な教員の給与費相当額等）、②附属学校教育研究経費（標準法に基づく附属学校教員の給与費相当額）、③学長裁量経費については、第3期中期目標期間中、平成28年度予算額と同額で固定することとし、機能強化促進係数の対象から除外する取扱いとしています。

このため、仮に運営費交付金が継続して減額されることとなった場合でも、設置基準上必要な教員経費等は措置される仕組みとしています。

## 決 算

Q6. 運営費交付金を繰り越すことは可能なのか。

A6. 可能です。

運営費交付金は（使途が定められている特殊要因運営費交付金を除き）、その執行残を損益計算書上の利益として出した上で、目的積立金として繰り越し、翌事業年度以降に使用することが可能です。

また、初めから複数年に渡って使用することが予定されており、業務の達成度が客観的に測定できるものについては、規程を整備し、学内で意思決定することにより、運営費交付金債務のまま、翌事業年度に繰り越すことが可能です。

なお、運営費交付金の「機能強化経費（機能強化促進分）」等、文部科学省が業務達成基準で収益化を行うものとして指定したのも、上記と同様に運営費交付金債務のまま、翌事業年度に繰り越すことが可能です。

Q7. 目的積立金は、認められないのか。

A7. 認められています。

国立大学法人等においては、その事業である教育研究の特性から中期計画において記載された教育研究に係る当該事業年度に行うべき事業を行った場合には、剰余金について、予め国に帰属すると定められたものを除き、原則として経営努力認定を行う取扱いとしています。

具体的には、目的積立金は、当期総利益と次年度以降使途が決まっていない現金のいずれか低い方で算出しており、その金額から減額されたことはなく、申請した金額が全額承

認されています。目的積立金は、国立大学法人等が一定のインセンティブのもとで弾力的かつ効果的・効率的な業務運営を行える仕組みとして認められた制度です。利益は利益として出した上で、それが費用の節減、収益の増の結果であることについて説明してください。

Q8. 目的積立金は、施設・設備にしか使えないのか。

A8. 目的積立金を施設・設備以外の事業費に使用することは可能です。ただし、成功報酬として役員、教職員人件費を積み増しするなどは認められていません。

Q9. 目的積立金の使途は、あらかじめ特定の事業に使うといった定め方をしなければならないのか。

A9. 目的積立金の定め方については、中期計画の「剰余金の使途」の範囲内であればよく、各法人に委ねられています。例えば、剰余金の使途について「教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。」としている法人においては、「教育研究環境整備積立金」、「組織運営改善積立金」などと大括りで目的積立金を定めることも、「〇〇研究積立金」、「〇〇機器購入積立金」などと詳細に定めることも考えられます。

Q10. 目的積立金の執行残は、中期目標期間（6年）終了時に国庫納付しなければいけないのか。

A10. 目的積立金のまま繰り越すことができませんが、繰越申請し、承認を受ければ前中期目標期間繰越積立金として次期中期目標期間に繰り越すことができます。

なお、病院再整備やキャンパス整備といった大型プロジェクト以外でも中期目標期間を越えて使用することに合理的な理由がある場合は、繰越しが認められますので、繰越しを考えている案件がある場合は、国立大学法人支援課まで御相談ください。

(参考)

第2期中期目標期間終了時（平成27事業年度）に各大学の事業の財源として523億円を繰り越しました。

Q11. 事業報告書は、記載例のとおりで作成しないとイケないのか。

A11. 事業報告書については、標準的な様式は文部科学省より通知されていますが、通知において注意書きしているとおり、必要に応じて図表を入れて説明することや、最低限の項目を削除しない限りにおいて適宜様式を変更することは可能です。（平成27年4月1日付け26文科高第1096号「財務諸表に添えることとされている事業報告書及び決算報告書の様式の変更について（通知）」）



## 資産運用

Q12. 国立大学法人が業務上の余裕金の運用を行ってよい対象範囲はどこまでか。

A12. 現行では、①国債、地方債、政府保証債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得、②銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託に限定されています。これは、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条（以下「準用通則法第47条」という。）において規定されています。

一方、第190回国会において、「国立大学法人法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、それにより新設された第34条の3において、文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に対しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入を、前述した準用通則法第47条の規定に関わらず、【1】金融商品取引法に規定する有価証券であって政令で定めるもの（株式を除く。）、【2】預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）、【3】信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託、という方法により運用することが可能となりました。

従来から可能なもの	法改正により追加されたもの
国債、地方債などの元本保証のある有価証券の取得	投資信託の受益証券、無担保社債、外貨建て外国債などの一定の元本保証のない有価証券の売買
銀行などへの預金（円建てのみ）	預金又は貯金（外貨建ても含む）
信託銀行が扱う元本保証のある金銭信託	元本保証のない金銭信託

※準用通則法第47条により運用が可能となる「銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金」の「その他文部科学大臣の指定する金融機関」については、告示により、（1）商工組合中央金庫、（2）信用金庫、（3）信金中央金庫が指定されています。

Q13. 国立大学法人の産学連携部門などが一般企業の株式運用をすることは可能なのか。

A13. 株式を自家運用（他者に委託するのではなく自ら運用すること）することはできません。上のA12.のとおり、国立大学法人が業務上の余裕金の運用を行うことができる対象は準用通則法第47条により限定されており、その中に株式は含まれていないためです。

また、改正法により、一定の要件のもとで文部科学大臣の認定を受けた場合は、業務上の余裕金の運用の対象範囲を緩和しましたが、こちらでも株式については引き続き自家運用の対象からは外されています。一方、金銭信託による余裕金の運用を行うに当たって、金融商品取引業者との投資一任契約の締結による場合に、当該金融商品取引業者が株式に投資することについては問題ありません。

Q14. 寄附により国立大学法人が株式を取得することは可能なのか。

A14. 可能です。ただし、一定の留意点があります。

これは、国立大学法人が寄附により株式を取得することは、法において直接には禁止されていないこと、また、寄附により株式を受け入れないことは法人として得べかりし利益の放棄につながるの考え方によります。寄附目的が、国立大学法人の業務に資する場合で、寄附条件が国立大学法人の業務を不当に拘束することなどが無い場合には、寄附者の意向を尊重して株式を受け入れることは法的には可能です。

一方で、寄附により株式を取得した場合、国立大学法人が総株数の過半を占めることのないよう株式の保有比率についての留意が必要であるのに加えて、株式の取得後において以下の点等に留意する必要があります。

#### (1) 株式保有上の留意点

1. 株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、準用通則法第47条において、余裕金の運用として株式を取得することが認められていないという法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することが求められること。

※国立大学法人等が寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど特定の寄附目的がある場合には、「特定の事情」に該当するものとして、寄附者の寄附目的の達成に必要な期間保有し続けることができるものとしている。これについては、下記の未公開株でも同様の考え方である。

2. 取得した株式が未公開株である場合は、株式公開後可能な限り速やかに売却する必要があること。

3. 各事業年度末における株式の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされており、特定の株式を相当期間に亘って保有している場合、その意図が無くとも相当の関係があるものと見なされかねないことに留意する必要があること。

#### (2) 株主としての権利行使上の留意点

1. 配当の形で利益の分配を受ける権利及び経営破綻など会社が解散しなければならなくなった場合に、清算後の残余財産を受ける権利などのいわゆる自益権を行使することは特段の制約はないこと。

2. 議決権の行使など株主として株式発行元の会社の経営に参加する権利などのいわゆる共益権を行使することは、国立大学法人等の業務の範囲を超えるものであり、原則認められないこと。

3. 各事業年度末における株式の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされており、特定の株式を相当期間に亘って保有している場合、その意図が無くとも相当の関係があるものと見なされかねないことに留意する必要があること。(※保有する株式の比率によっては、共益権を行使しないことによって、当該企業の経営に著しい影響を与える場合があることに十分留意すること。)

#### ※ 国立大学法人が株式を取得できるケース

○出資による形式（承認TLOへの出資、認定特定研究成果活用支援事業への出資、指定国立大学法人による特定の事業（A43.参照）への出資）

○寄附による形式（A14.参照）

○ベンチャー支援の形式（ライセンス対価として A42.参照）

○寄附金等の運用による形式（投資判断の全部一任による金銭信託として[平成29年4月より可能] A13.参照）

Q15. 大学の敷地を一企業に貸し出すことは「特定の企業への優遇」につながらないか。

A15. 貸し出すことは可能ですが、一部の者のみに優遇を図っているかのような疑念を抱かれないよう対応を行うことが必要です。

国立大学法人の土地・建物等は、一時的に使用していない場合、国立大学法人以外の者に対し、当該使用していない部分の貸付け等を行うことは可能です。

その際には、

- ・国立大学法人の本来業務に支障が生じないこと
- ・公共的な性格を持つ国立大学法人として、貸付け等の内容・相手先について、国立大学法人の長が当該国立大学法人の土地・施設等の管理を行う上で適当と認めるものであること
- ・一部の者のみに便宜を図っているかのような疑念を抱かれないよう、適正な対価の徴収の設定、必要な学内手続の実施等、社会通念上適切と考えられる対応を行うこと等の留意をすることが必要です。

Q16. 寄附により取得した土地を処分することにより生じた収入についても、一定の金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付しなければならないのか。

A16. 必要ありません。

国立大学法人法第7条において、「譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付することができる」とされている土地は、政府が出資したものを対象としています。そのため、国立大学法人が法人化後に寄附により取得した土地を処分する際には、本条文の適用はなく、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付の必要もありません。

## 出資事業

Q17. 国立大学法人はベンチャーキャピタル（VC）を設立してもよいか。

A17. 産業競争力強化法第22条に基づき、全ての国立大学法人は、「認定特定研究成果活用支援事業者」として認定を受けたVCを出資によって設立することができます。

国立大学法人法第22条第1項第7号により、国立大学法人の業務の1つとして、「産業競争力強化法第22条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと」と規定されています。つまり、産業競争力強化法第22条の規定によれば、国立大学法人は出資等を行うことが可能となります。その産業競争力強化法第22条には「国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。」と規定されています。

※「特定研究成果活用支援事業」：国立大学における技術に関する研究成果を、当該大学と連携しつつ、その事業活動において活用する者（いわゆる「大学発ベンチャー」等）に対し、事業活動に必要な助言や資金供給等を行う事業（産業競争力強化法第22条第7項）。

※「認定特定研究成果活用支援事業者」：特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者のうち、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けた者

Q18. 国立大学法人が、海外事務所を現地法人化し、その現地法人に出資をして、得られた利益を回収することは可能か。

A18. できません。

国立大学法人は、国立大学法人法第22条第1項第6号及び第7号の規定により、承認TLO（技術移転機関）や認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資を行い、株式を取得することが認められています。それ以外の方法により金銭や現物等の出資を行い、株式を取得することは、現行法上認められていません。

なお、改正法により、指定国立大学法人として指定された国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であって次に掲げるものを実施する者に対し、出資を行うことができることとされました。

① 当該指定国立大学法人における研究の成果（以下「特定研究成果」という。）を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

② ①に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

## 収益事業

Q19. 国立大学法人は収益を伴う事業は行えないのか。

A19. 一定の留意のもと可能です。

国立大学法人等は、国立大学等を設置し、教育研究活動を行うことを目的とした法人であり、かつその運営に係る経費として国立大学法人運営費交付金が措置されていることから、「収益事業」を実施することはできません。ただ、これは、国立大学法人法に規定される業務と離れて、収益を目的とした別の業務を行うことができないという趣旨であって、国立大学法人法に規定された業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでを否定するものではありません。どのような取組が業務の範囲内に当たるかどうかについて一律に定めることは難しいですが、基本的には、

- ・その取組を行うことが、教育研究活動上必要である、又はその取組を行うことが教育研究活動の活性化、効果の最大化に寄与する
- ・大学等の教育研究活動の成果の普及・活用促進を目的としている
- ・大学等の広報、教職員等の福利厚生、法人の資産の有効活用等を目的とした、法人の内部管理業務と考えられる取組であるなどの場合には、業務の範囲内の取組であるとされます。各国立大学法人等においては、実施しようとする取組について、当該取組をどのような理由により実施し、また、国立大学法人法の業務に関するいずれの規定に基づくものと整理するのかにつき、検討を行い、社会的な説明責任を果たすこと等が求められます。(具体的なケースについては Q20. ～Q23.)

なお、上記の考え方については、「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について」(平成28年3月31日付事務連絡。文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課)においてお示ししています。

Q20. 大学が民間企業や個人に対して法律相談業務等を行って、対価を得ることはできるのか。

A20. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A19. のとおりです。その上で、大学の教育研究活動等の成果を社会に広く普及させ、その活用を促進する取組を行うことは、国立大学法人法第22条第1項第5号「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」及びその附帯業務に該当するものとされます。そのため、大学の教育研究活動の成果を活用して、質問にある法律相談業務を行い、それに対価を得ることについては一般的には可能です。一方で、国立大学法人がこれらの取組を行う場合には、あくまでも、教育研究活動等の成果の普及・活用促進を目的とするのであって、設置・運営する大学が行う教育研究活動等と離れて、これらの取組を行うことはできないことに留意する必要があります。また、これらの取組を実施するに当たっては、教育研究活動の成果が学外で活用された結果を法人にフィードバックさせ、大学等の教育研究活動の更なる質の向上につなげることを十分に意識することが望まれます。

Q21. 大学の施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定することはできるのか。

A21. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A19.のとおりです。その上で、大学等の広報、教職員等の福利厚生、法人の資産の有効活用等を目的とした、法人の内部管理業務と考えられる取組については、国立大学法人法第 22 条第 1 項第 1 号「国立大学を設置し、これを運営すること」及びその附帯業務に該当するものとされます。質問の大学の施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定することは一般的には当該業務に該当するものと考えられます。一方、およそ国立大学法人の教育研究活動に支障を来すようなものとならないよう留意した上で実施されることが必要です。

Q22. 学内に設置された教職員等用の保育施設に、地域の幼児を受け入れることは可能か。

A22. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A19.のとおりです。その上で、学内への保育施設の設置については、多くの法人において、教職員等への福利厚生を目的として行われていますが、その上で、当該施設の保育体制上、学外からも受入れ可能な場合には、大学の判断において、地域の幼児を受け入れることは可能です。また、各種の助成制度を活用する上で、地域枠があらかじめ設定された事業所内保育所を設置することもできます。

Q23. 大学のパンフレットなどの出版物や敷地内に企業広告を掲載し、広告収入を得ることはできるのか。

A23. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A19.のとおりです。その上で、民間企業等の広告については、例えば、以下のような事例については、国立大学法人等が自主的な判断のもと実施をすることができる業務の範囲内の取組であるとされています。（ただし、実施に当たっては、各地方公共団体の定める条例・規則等に反しないことをあらかじめ確認することが必要です。）

- ・ 掲示板や学内誌、学内者への配布物等に、教職員への福利厚生や学生の生活支援に資する情報として企業広告を掲載すること
- ・ 大学の教育研究活動の成果を活用して事業を行う事業者（大学発ベンチャー等）のバナー広告を、大学の教育研究活動の成果の普及・活用促進や大学の広報活動の一環として大学ホームページ等に掲載すること
- ・ 民間企業等によるサービスの対価として、金銭の支払に代えて、当該民間企業の広告を学内や大学ホームページ上に設置すること
- ・ 寄附を受けた民間企業等の広告を、寄附に対する謝礼として学内掲示板、ホームページ等に掲載すること
- ・ 共同研究の相手方である民間企業等の広告を学内に掲載すること
- ・ その他、国立大学法人等の公共性、公益性や品位を損なうことがないと、社会通念に照らし、法人が説明責任を果たしうる範囲において、民間企業等の広告を、大学のホームページや掲示板等に掲載すること

## 人 事

Q24. 国立大学法人の役員の報酬や職員の給与は国家公務員の給与に準じて決定しなければならないのか。

A24. 旧国立学校の取り扱いとは異なり、国立大学法人の役員の報酬及び職員の給与は、各大学が自主的・自律的に決定すべきものであり、各大学に委ねられるものです。

ただし、役員の報酬の支給基準については、国立大学法人法第35条により準用する独立行政法人通則法第50条の2の規定により、支給基準を定める際に「国家公務員の給与及び退職手当、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされており、職員の給与の支給基準についても、国立大学法人法第35条により準用する独立行政法人通則法第50条の10の規定により、支給基準を定める際に「一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされています。

また、総務大臣が定める「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき公表することにより、各大学は給与水準等の状況を明確かつ具体的に説明し、文部科学大臣は責任を持って検証を行うことにより、国民に対する説明責任を十分に果たすこととされています。

なお、指定国立大学法人は、専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとしています（国立大学法人法第34条の8第2項）。

Q25. 学長の報酬をより高い報酬に設定することは可能なのか。

A25. 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。」とされており、学長の報酬についても適用されることから、例えば、新たに事務次官の給与より高く報酬を設定し、外部の人材を学長に招へいすることも可能です。

Q26. 職員の初任給決定や昇格、昇給制度は国家公務員の基準より有利に設定することは可能か。

A26. 国立大学法人の職員の給与等の支給の基準については、各大学が自主的・自律的に決定すべきものであり、国家公務員と異なる基準を定めることも可能です。

ただし、運営費交付金による退職金の予算措置については、国立大学法人の職員を国家公務員であると仮定した場合に計算される退職金の額（以下、「再計算の額」という。）としており、独自の給与制度によった結果、再計算の額以上に退職金を支給することとなる場合は、各大学において超過分を措置することが必要です。

- Q27. 無期雇用職員等の給与は運営費交付金から支出しなければならないのか。
- A27. 無期雇用職員等の給与は、運営費交付金や自己収入、外部資金なども含め、大学全体の収入により支払われるものであり、運営費交付金から支出しなければならないという制限はありません。
- Q28. 承継職員等の給与を運営費交付金から支出しなければ当該職員の退職金相当額の予算が措置されなくなるのか。
- A28. 退職金の予算措置の対象となるのは、承継職員（国立大学法人法附則第4条の規定に基づき、国の職員から国立大学法人の職員に移行した者）及び承継職員の退職に伴う補充職員（以下、「承継職員等」という。）として整理され、退職金対象者台帳に掲載されている職員であり、給与がどの経費により支弁されているかを問うていません。
- Q29. 例えばU R A（リサーチアドミニストレーター）や社会福祉士などの職種を新たに設けた場合、退職金の予算措置はされないのか。
- A29. 承継職員等として整理され、退職金対象者台帳に掲載されている職員であれば、職種を問わず退職金の予算が措置されます。  
なお、退職金の予算措置の額は、国家公務員であると仮定した場合に計算される退職金の額であり、法人化後に新たに設けた職種で、国家公務員に同様の職務内容の職がない場合は、行政職（一）の俸給表を適用させて計算することとなります。
- Q30. クロスアポイントメント制度と兼業との違いは何か。
- A30. 兼業は、本務での職務専念義務を損なわない範囲での就業しか認められないため他機関の常勤身分を有することが想定されず、勤務時間外での実施に限られるのが一般的ですが、他方、クロスアポイントメント制度は、国立大学法人、研究開発法人、民間企業等が教育研究の活性化など両機関の活動促進を目的とし、機関間で協定書を締結することにより、それぞれの機関で常勤職員としての身分を有して、必要な従事比率で業務を行うものです。このため、業務時間内においても他方機関の業務に従事することが可能となります。
- Q31. 海外機関とのクロスアポイントメント制度適用に当たっての留意点は何か。
- A31. とくに留意すべき点として、年金・医療保険、所得税関連については以下の点をご注意ください。なお、年金等を出向元、出向先の双方で支払うことを否定はしませんが、制度の趣旨を踏まえると、年金等について煩雑不利にならないようどちらかで一括して支払う（支払った機関の社会保険制度等を適用）ことを推奨しています。
- ①年金保険  
原則として、出向元又は出向先である国が日本国との間に社会保障協定を締結している場合には、出向先の国の社会保障制度に加入することとなりますが、5年以内の期間の場合は、引き続き出向元の社会保障制度に加入し、出向先の社会保障制度の加入が免除されます。また、国家公務員共済組合員が海外大学へ出向する場合には、引き続き共済に継続加入となります。（例外として、社会保障協定で個別に規程されている場合は、その内容に従ってください。）
- ②医療保険  
原則、年金保険と同様の取扱いとなります。なお、医療保険を含む社会保障協定を締



結していない国から日本へ出向する場合は、日本の公的医療保険に加入することとなります。

③ 所得税

租税条約を適用することによって二重課税を防ぐことができます。

Q32. クロスアポイントメント制度適用教員に実際に労働災害事例等が発生した場合、認定や手続等については出向元、出向先どちらの事業所が対応するのか。

A32. 実際に事故が発生した事業所で認定や手続等が行われます。なお、仮に事業所 A が一括で労災保険料を支払っている場合に、事業所 B で事故が発生し認定や手続等が行われていても、保険料は全額支払っているものとして労災給付額が算出されます。

Q33. クロスアポイントメント制度を適用する場合の給与決定の方法はどのようになっているのか。

A33. クロスアポイントメントに係る機関間の協定書及び両機関の雇用契約等に基づき決定されます。

Q34. 国内の国立大学教員をクロスアポイントメント制度などで海外において勤務させた場合、共済の福祉事業（貯金事業・各種保険事業）の一部が制限されることとなるが、何か対応策はあるか。

A34. 現状、共済の福祉事業は国内運用のみを想定した制度となっております。例えば貯金事業については、円以外の通貨の取扱いはできませんし、保険事業については、補償内容によっては海外で適用できないものがあります。また、海外銀行からの口座引き落としの問題や、各種申請書類等を外国語対応するための費用が必要になるなどの問題もあります。現状では海外勤務者にとって福祉事業の一部が制限されることとなりますが、海外勤務者の人数と国内勤務者の人数の比率等の変化を見定めつつ今後、対応策を検討していきたいと考えております。

## 産学連携

Q35. 民間企業等との共同研究、受託研究、寄附の違いがわからない。どのように違うのか。またこれらを受け入れるに当たりそれぞれ留意すべき点は何か。

A35. 一般的に、寄附は金銭等の財物を無償で譲り受けること、共同研究は大学と企業等とが対等な関係で同じ研究課題について共同で取り組むこと、受託研究は企業等から委託を受けた研究課題について大学が行うものとされています。これらは国が大学に対して規定したものではなく、大学自らが定めるポリシーや学内規程等のルールによって行われているものです。したがって、それぞれの受入れや学内手続等については学内規程等を遵守し適切に行う必要があります。

Q36. 大学が企業等との産学連携を行う仕組みとして、共同研究、受託研究、寄附の3類型以外に独自の形態を作ってはいけないのか。

A36. 独自の形態を作っても構いません。産学連携の形態は国が大学に対し規則化したり制度化したりしたものはありません。したがって各大学にて独自の産学連携の形態を作る

ことも可能です。

例えば、技術相談や学術コンサルティング、受託研究員制度、共同研究講座・寄附講座といった活動は多くの大学で行われており、また従来型の共同研究とは異なる枠組みで運用される「指定共同研究制度<sup>※</sup>」といった新しい産学連携の仕組みを各大学が自ら作り運用されています。

※「組織」対「組織」で取り組む新たな共同研究制度。比較的大規模な共同研究で、進捗・管理から成果報告までを大学が組織としてフォローしていくもの。

Q37. 大学と民間企業との共同研究の際に、締結する共同研究契約は、文科省通知（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 振環産第 59 号）どおりでなければならないのか。

A37. 当該通知は、国立大学法人が法人化する前の国立学校に宛てた取扱い通知であり、現在は各国立大学法人ごとに共同研究契約を締結することが可能であり、当該通知は適用されません。

また、当該通知に記載していますが、共同研究契約の締結に当たっては、内容等について事前に企業等と十分協議し、柔軟に対応するよう求めていますので、当該通知の契約書のひな形どおりでなければ契約を締結することができないものではありません。

Q38. 共同研究及び受託研究を実施するに際し、承継職員等の給与について、当該職員の人件費（エフォート分）を経費として企業等から求めることはできるのか。

A38. 承継職員等が企業等との共同研究及び受託研究を実施するに際し、当該職員の人件費相当分をエフォートに応じて研究経費に組み入れ、当該研究の相手方からこれを徴することは可能です。承継職員等の人件費は、運営費交付金でしか支弁してはならないというのではなく、大学が企業等から多様な形で資金を呼び込み、それにより支弁することは問題ありません。また、このことによって当該職員の退職時における退職金の額の算定に影響を及ぼすこともなく、退職金分の予算が国から措置されなくなるということもありません。

Q39. 共同研究及び受託研究を実施するに際し、承継職員等の給与について、当該職員の人件費（エフォート分）を経費として企業等から徴した場合、それによって運営費交付金が減額されることはないか。

A39. 減額されることはありません。

共同研究収入、受託研究収入及び特許収入等の外部資金の増加に伴う収入については、大学の増収努力として国立大学法人の運営費交付金の算定に影響しません。したがって、人件費を共同研究経費として企業から徴したことによって運営費交付金が減額されることはありません。

Q40. 企業等との共同研究の間接経費の用途についてどのような点に留意すべきか。

A40. 間接経費の必要性や用途等を明確にすることが求められています。

多くの国立大学法人では、企業等との共同研究に際して、産学連携の推進を図るための経費、直接経費以外に必要な経費及び管理的経費等といった名目の経費を算定しており、これらの経費を一般的に間接経費と呼んでいます。共同研究の間接経費については国立大学の法人化以降、各大学が独自に導入してきたものですが、一方で企業等からはこれらの必要性や用途及び算定の根拠等について、大学の理由や具体性が必ずしも十分ではないといった意見があり、これらを明確にすることが求められています。

Q41. 企業等との共同研究費を本部事務局が学内部局に予算配分する際、直接経費のみを配分し、間接経費については本部事務局が負担している管理費等の経費を差し引いた上で学内部局に別途配分するといった運用はできないか。

A41. できます。間接経費を含めて学内部局に配分する方法等どのように予算配分するかは学内の状況に応じて学内ルールに則って行われるものです。

Q42. 寄附により新株予約権を取得すること又はライセンスの対価として現金に代えて新株予約権を取得することはできないのか。

A42. 寄附により株式を取得することについては、前述のとおり、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することなど一定の留意のもと法的に可能ですが、同様に寄附により新株予約権を取得することも可能です。

また、ライセンスの対価として現金に代えて株式及び新株予約権を取得することについても、国立大学法人法第22条第1項第5号に規定する法人の業務の趣旨に鑑みて法的に可能であると解釈されており取得することができます。

いずれにせよ、取得した新株予約権を現金化する過程において、当該新株予約権の権利行使をして株式を取得することは、準用通則法第47条における業務上の余裕金の運用制限の対象とはならないため、可能です。

一方、新株予約権の権利行使により取得した株式の保有については、寄附及びライセンス対価により株式を取得した場合と同様、新株予約権の権利行使による株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは法の趣旨に鑑み適切ではないことから、原則として、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することが求められること等の留意点があります。

#### 【参考】

平成17年3月29日付け16文科高第1012号「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」

平成20年7月8日付け20文科高第260号「国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて」

Q43. 国立大学法人が大学発ベンチャー等の企業を支援することを目的に、寄附及びライセンス対価以外に、直接金銭の出捐又は現物（権利を含む）の譲渡、その他サービスの提供（不動産の貸付けを含む）を行い、代わりに株式又は新株予約権を取得することは出資行為に当たるため国立大学法人法22条の規定によりできないのか。

A43. できません。

国立大学法人は、国立大学法人法第22条第1項第6号及び第7号の規定により、出資し株式を取得することが認められていますが、それ以外の方法により金銭や現物等の出資を行い、株式を取得することは、現行法上認められていません。

なお、改正法により、指定国立大学法人として指定された国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であって次に掲げるものを実施する者に対し、出資を行うことができることとされました。

① 当該指定国立大学法人における研究の成果（以下「特定研究成果」という。）を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

- ② ①に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

Q44. 特許権の共有において、第三者への実施許諾の条件等は、共有者間の契約で自由に定めることはできないのか。

A44. 特許法第73条で定める特許権が共有されている場合の第三者への実施許諾は、共有者間の契約により、その条件等を自由に定めることができます。

Q45. 大学が大学院生等を雇用して企業等との共同研究に参画させることは可能か。また、その際に人件費相当分を共同研究経費として企業側に負担してもらうことは可能か。

A45. 可能です。産学連携の運用の仕方については、国が規則化したり制度化したりしたものはありません。したがって学生を産学連携に参画することについても国がこれを規制しているものではありません。

Q46. 企業等との共同研究に際し、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に明記されている「戦略的産学連携経費」（今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費）を企業から求めても、会計年度を繰り越して使用することができないのではないか。

A46. 目的積立金とすることで戦略的・計画的に執行することができます。  
「戦略的産学連携経費」を含めた共同研究の経費は、法人全体の利益として出した上で、目的積立金として繰り越し、翌事業年度以降に使用することが可能です。

Q47. 特許収入のような年度によって激しく変動する収入を、新たな特許の出願・維持費に充てたいと考えているが、特許料収入を翌期に繰越すことは可能か。

A47. 目的積立金とすることで戦略的・計画的に執行することができます。  
法人全体の利益として出した上で、目的積立金として繰り越し、翌事業年度以降に使用することが可能です。

Q48. 大学の産学連携組織がスピンオフして会社化することは可能か。その際、大学が当該会社に出資することは可能か。

A48. 可能です。  
国立大学法人は、国立大学法人法により特定大学技術移転機関（承認TLO）への出資が認められています。当該会社が特定大学技術移転機関としての承認を受け、文部科学大臣の出資の承認を受けることで可能となります。

Q49. 民間企業との共同研究又は受託研究において、研究終了後に経費に残金があった場合、当該企業に残金を返還する必要はあるか。

A49. 大学と企業との契約の内容に因ります。返還義務を付さない契約を行った場合は返還の必要はありません。

Q50. 民間企業との共同研究又は受託研究において、企業の経費の支払いを後払いとすることは可能か。

A50. 大学内部のルール及び企業との契約の内容に因ります。  
経費の納付に関するルールは各大学で決めることであり、必ずしも前払いでなければならないというものではありません。

## 国立大学法人評価・中期計画

Q51. 国立大学法人評価の実施に当たっては、短期間に成果を求めるだけではなく、特に教育研究においては長期的な観点に立った評価が必要ではないか。

A51. 第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領において、「評価に当たっては、(中略)教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する」と明記しているとおり、教育研究の評価に当たっては長期的な観点から評価を行うことが必要だと考えています。このため、年度評価における教育研究は、注目すべき点にコメントを付すにとどめ、評定は付さないこととなっています。

なお、教育研究評価を実施する(独)大学改革支援・学位授与機構が定める評価実施要項でも、基本方針として「中長期的展望に立った教育研究を促す見地から、その継続的な質の向上と国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する評価を行う」ことが掲げられています。

Q52. 評価・改善のプロセスを機能させるため、国立大学法人評価の結果に対してインセンティブを与えるような制度や仕組みはあるのか。

A52. 中期目標期間評価の結果については、「法人運営活性化支援分」として運営費交付金の算定に反映させることとしています。

なお、国立大学法人評価は、大学の継続的な質的向上を促進することを目的としています。各法人におかれては、この趣旨を踏まえ、評価結果を教育研究その他の活動の改善のために役立てるとともに、自らの基本理念や長期的な目標の点検に活用されることを期待します。

Q53. 国立大学法人評価について、第2期では暫定評価を廃止したにもかかわらず、第3期で暫定評価を復活させる(※)理由は何か。暫定評価を実施することによって最終評価の業務量は軽減されるのか。

A53. 中期目標期間終了時の評価を次期の中期目標等に反映できないという第2期中期目標期間におけるPDCAサイクルを改善するためです。

また、最終評価における平成28～31年度における中期計画の実施状況は、平成31年度評価及び暫定評価に係る実績報告書を参照することとし、平成33年度評価及び最終評価に係る実績報告書には、平成31年度評価及び暫定評価に係る実績報告書に記載した平成31年度及び32年度の実施予定からの変更状況のみを記載する(第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領P4参照)こととしており、業務量の軽減や効率化を図っています。

(※)平成27年4月1日より施行された独立行政法人通則法の一部改正に伴う国立大学法人法の改正により、法律上、中期目標期間終了前に中期目標期間終了時に見込

まれる業務実績に関する評価（暫定評価）を実施することが規定され、その結果は次期中期目標期間における法人運営等に反映することとしています。

Q54. 国立大学法人評価は認証評価をもって代えられないか。

A54. 国立大学法人評価は国立大学法人法に基づき、各法人の中期目標の達成状況を評価するものである一方、認証評価は学校教育法に基づき、評価機関が定める大学評価基準を満たしているかどうかの評価を行うものです。これら国立大学法人制度の一環としての評価と、大学として一定の水準を保証する認証評価は、その制度の趣旨が異なるため、認証評価で国立大学法人評価を代替することはできません。

なお、法人における負担軽減の観点から、国立大学法人評価における教育研究評価に係る実績報告書において、認証評価結果をそのまま根拠資料やデータとして用いることを可能としており、認証評価を国立大学法人評価に活用することは可能となっています。

Q55. 大学ポートレートや既存の調査等は、国立大学法人評価で活用されるのか。

A55. (独) 大学改革支援・学位授与機構が行う教育研究評価において、大学ポートレートで収集する、学生受入れ・在籍状況、教員に関するデータ等に加え、国立大学法人等の教育研究評価に使用するために各法人から提出されたデータを基に資料を作成しています。資料は、法人に提供し自己評価の参考として活用いただくとともに、評価者に提供することで分析を行う際の参考情報として活用しています。

なお、大学ポートレートのために登録された情報については、その活用について各国立大学法人の了解を得る必要があり、現在のところ国立大学法人評価委員会は参照することができないため、年度評価においては使用していません。

Q56. 国立大学法人評価の年度評価の結果によって、予算（運営費交付金）に影響が出るのか。

A56. 年度評価の結果は予算に反映させないこととしており、直ちに影響が出ることはありません。なお、中期目標期間の評価結果は現行の運営費交付金の配分において活用されています。(法人運営活性化支援分)

Q57. 当期総損失が発生すると国立大学法人評価で評定が下げられるのか。

A57. 法人評価では、数値のみをもって課題事項を付したり、評定を下げたりしていません。損失が生じた要因について、ヒアリングや書面による質問を通じて確認した上で、課題事項とすべきかが判断されています。その際、金額が大きい小さいかは関係ありません。なお、評定についても、課題事項があることにより直ちに下がるわけではなく、課題事項の重大性も含め、状況等を総合的に勘案し判断しています。

Q58. 個人情報漏えいや研究不正等の不祥事が発生すると国立大学法人評価に影響があるのか。

A58. 国立大学法人評価では、不祥事が発生したことのみに基づいて課題事項を付したり、評定を下げたりしていません。不祥事が発生した要因等について、ヒアリングや書面による質問を通じて確認し、法人の運営上の問題があると認められる場合等に課題事項を付すこととしています。なお、評定についても、課題事項があることによ

り直ちに下がるわけではなく、課題事項の重大性も含め、状況等を総合的に勘案し判断しています。

Q59. 学生の入学定員や収容定員が充足率を満たしていない、あるいは超過している場合、国立大学法人評価に影響があるのか。

A59. 国立大学法人評価においては、学生定員の未充足や超過について、一定の基準に基づき確認を行っています。具体的には、大学経営の健全性の観点から定員未充足の状況を確認することとしており、実施要領に記載のとおり「学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの収容定員の充足率が一定程度（90%）以上となっているか」を確認しています。

加えて、中期目標期間評価では、適正な教育研究環境を保持する観点から、中期目標期間評価に係る実施要領（別添3）のとおり、定員超過の状況についても確認しています。それぞれを確認した結果、問題があると認められる場合に課題事項を付すこととし、改善を促すこととしています。

Q60. 会計検査院から意見表示等がなされた場合、国立大学法人評価に影響があるのか。

A60. 国立大学法人等に対し会計検査院からの意見表示等がなされた場合、意見表示等がなされたことのみをもって課題事項を付したり、評定を下げたりしてはなりません。その事案が発生した要因等について、ヒアリングや書面による質問を通じて確認し、法人の運営上の問題があると認められる場合等に課題事項を付すこととしています。

Q61. 次に記載した中期計画が認可されたことをもって、当該事項の認可が得られたと考えるとよいのか。（重要な財産の処分／積立金の使途／新学部を設置）

A61. それぞれ、以下のとおりとなります。

- 重要な財産の処分については、中期計画のうち「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」の変更をもって、重要な財産の処分に係る文部科学大臣の認可を受けることが可能です。
- 積立金（剰余金）については、中期計画が認可されたことをもって、その使途についての認可も得られたこととなりますが、剰余金の額（目的積立金）については、事業年度ごとに文部科学大臣の認可が別途必要となります。
- 新学部等の設置や既存学部等の改組については、大学設置審議会による審査が別途必要となります。なお、中期目標・中期計画において教育研究組織やそれらの収容定員を掲載する別表については、大学設置審議会の審査後（設置・改組の決定後）に変更の手続を行うこととなります。

Q62. 中期計画に記載した重要財産について、中期目標期間内に処分に至らなかったが、引き続き処分したいと考えている場合、次期中期計画に再度記載して差し支えないか。また、その場合、計画を達成できなかったことは国立大学法人評価に影響があるのか。また、その他問題点等はあるのか。

A62. 中期計画に記載した重要財産が中期目標期間内に処分に至らなかった場合は、次期中期計画に再度記載して差し支えありません。その際、中期目標期間内に処分に至らなかったことにより、国立大学法人評価に直ちに影響が出ることはありません。

## 政府調達

Q63. 国立大学法人は、政府調達協定の適用を受けるのか。

A63. 国立大学法人等は政府調達協定の適用対象機関なので、政府調達協定の適用を受けることとなります。

このため、一定の基準額（※）を超える調達を行う場合には、入札公告を入札の50日前に官報に掲載しなければならないなど、国と同等の調達手続を行う必要があります。

※適用基準額（平成28年度及び29年度）

（例）物品等：1,600万円 建設工事：7億4,000万円

Q64. 国立大学法人を政府調達適用外機関にすることはできないか。若しくは、適用契約を限定（例えばコンピューター製品のみ）することはできないか。

A64. 現状、国立大学法人は政府調達協定の対象機関です。

従来適用対象外とすることや適用範囲の見直しについて関係省庁へ要望してきたところですが実現していません。

Q65. 政府調達における「教育サービス」とは、どのようなものが考えられるのか。

A65. CPC分類921「初等教育サービス」、922「中等教育サービス」、923「高等教育サービス」、924「成人教育サービス」に記載されているサービスが該当します。

例えば、CPC分類では923「高等教育サービス」のうち92390「その他の高等教育サービス」は「大学の学位又はこれと同等の資格をもたらす教育サービス」とされていますので、学位又は資格の判断基準になる、単位の取得の対象となる授業を外部委託するような場合は、協定の適用を受けることとなります。

なお、国立大学法人が行う業務の遂行上必要な調達について、協定の「教育サービス」の適用対象となるかどうかは一概に言えず、個別に相談願います。

Q66. 特に情報システムの政府調達を行う場合に、期間が非常に長いため、その間に新たな技術の製品化等が行われることが多々あり、同じ費用で高機能・高性能の機器等の導入の機会を逃していると考えるが、この点について、改善を行う方法はないか。

A66. 調達に当たっては、政府調達協定及び運用指針等に基づき最低限必要とされている入札公告等の日数を確保した上で、調達手続を進める必要がありますが、仕様書に記載する上での留意事項として、

「提案する機器及びソフトウェアは入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより応札する場合には技術的要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。なおこれらの成否は技術審査による。」

と記載することで、高機能・高性能の機器等の導入の機会を確保することも考えられます。

ただし、あくまで納入期限までに製品化され納入できなければなりませんので、注意が必要です。

※文部科学省政府調達ホームページ

仕様書フォーマット・コメント集－コンピュータ分野参照



Q67. 政府調達において、入札公告は官報を用いて行っているが、多くの時間とコストを要している。官報によらず大学のHPで入札公告を行うことは可能か。

A67. 政府調達協定※により、入札公告を含め政府調達に関する手続は、官報により行うこととなっておりますので、大学のHPでのみ行うことはできません。

※「政府調達に関する協定」（平成8年1月1日発効）

Q68. 政府調達における国立大学法人向け共通の電子入札等の導入予定はあるか。

A68. 現時点での導入予定はありません。

Q69. 国立大学法人は、会計法など国の会計法令の適用を受けるのか。

A69. 国立大学法人等は会計法や予算決算及び会計令などの国の会計法令の適用は受けません。

このため、政府調達協定の対象とならない一定の基準額（A63. 参照）以下の調達を行う場合には、電子購買システムや公開見積合わせなど、国と比較して柔軟な調達方法、手続を行うことが可能です。

なお、その際、国立大学法人等は税金を投入されている公的な法人であることから、透明性、競争性、公正性を確保した手続を行うことが要請されることに留意が必要です。

限られた財源の中で、最大限の効果を上げるためには調達の費用対効果を優れたものとする必要があることから、国立大学法人等においても積極的な調達改善の取組を行うことが重要と考えられます。国においても、会計法令の制限内ではありますが、各省庁ごとに調達改善計画を作成し、柔軟な調達を行うべく調達改善の取組を行っているところです。

（参考）文部科学省における調達改善の取組例

共同調達、価格交渉、インターネット取引、ネットオークション(売払いの場合)など

Q70. 国立大学法人の政府調達以外の調達において、現在は原則的に一般競争入札によることとしているが、一般競争入札の形態による調達の取扱いは必須なのか。

A70. 国立大学法人は税金を投入されている公的な法人であることから、透明性、競争性、公正性を確保した手続を行うことが要請されるものであり、一般競争入札を原則とすることは必須です。

Q71. 契約方法について、世界最高水準の研究を行うに当たり、世界最高水準の機器を取得したい場合でも、随意契約によらず、最低価格落札方式が推奨されるのか。

A71. 世界最高水準という事由だけで随意契約とすることはできません。調達しようとする機器が政府調達協定の適用を受ける場合で且つ協定で定める随意契約の事由に該当しない場合、又は大学が学内規定で定める随意契約の事由に該当しない場合は一般競争入札を行う必要があります。

また、一般競争入札を実施する場合、最低価格落札方式だけでなく、価格に加え、物品等の性能、機能、技術等を総合的に評価し、調達機関にとって最も有利な申込みをした入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用することが可能です。

- Q72. 国立大学法人の一般競争入札において、予定価格調書の作成は必須なのか。
- A72. 予定価格とは、契約を締結する際に、予算の範囲内で、最も経済的な調達をするために、その契約金額を決定する基準となるものです。このため、競争入札を行うに当たっては、予定価格調書の作成は必要不可欠です。
- Q73. 国立大学法人の調達では、公募や企画競争による調達手続について、制約又は方針はあるのか。
- A73. 制約や方針はないので、各国立大学法人が規程等で独自の実施方法を定めることが可能です。
- ただし、国立大学法人は税金を投入されている公的な法人であることから、透明性、競争性、公正性を確保した手続を行うことが要請されることに留意が必要です。
- なお、公募や企画競争は随意契約の契約方式であるため、政府調達協定の適用対象となる調達の場合は行うことができません。

## その他

(組織)

- Q74. 学内組織の設置については、全て文部科学省の認可（あるいは許可）が必要となるのか。
- A74. 国立大学における、学内組織の設置等については、学部、学科、大学院及び研究科、専攻については、大学設置・学校法人審議会で審査を行っておりますが、例えば、学内規定に基づいて設置される「附置研究所・センター」などについては、文部科学省における認可（許可）なく大学の判断により、設置、変更及び廃止することが可能です。
- Q75. 学部等の設置においては、公私立よりも厳しい基準での審査が行われているのか。
- A75. 国立大学の組織の設置については、大学設置・学校法人審議会において、教育の質等の審査が行われますが、その際、審査の基準等は、公私立同様、学校教育法あるいは大学設置基準等に基づいて行われますので、国立大学のみ厳しい基準で審査を行っていることはありません。
- Q76. 外部資金等を財源として有期雇用している特任教員（特命教員）は、大学設置基準上の専任教員及び大学院設置基準上の研究指導教員、研究指導補助教員とすることができるか。
- A76. 任期を付した契約の教員を専任教員とすることは可能です。
- (参考) 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成 29 年度改訂版）  
P269 Q20, P270 Q25 及び Q26

Q77. ダブルディグリーや私費プログラムを拡大し留学生を増やしたいが、定員管理上留意すべき点はあるか。

A77. 学生の定員は、下記の法令に基づき、留学生も日本人学生と同様に定員内で管理をするものです。

(参考) 大学設置基準 (昭和31年10月22日文科省令第28号)

(第5章収容定員)

第十八条

1 (略)

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

(補助金)

Q78. 交付決定を行った期間内に事業が完了しない場合、翌年度に事業を繰り越すことは可能か。

A78. 原則、交付決定を行った年度内に事業を完了する必要がありますが、当該補助金が繰り越しが可能な経費として認められているものであって、やむを得ない事由により、整備対象設備の納入等の事業内容が年度内に完了しないことが見込まれ、納入期限を翌年度とする契約を締結しようとするなど、歳出予算の繰り越しを必要とする場合は、「翌年度にわたる債務負担」について、あらかじめ財務大臣の承認を経る必要があります。

繰り越しに際しては所要の手続きが必要となりますので、繰り越しに係るやむを得ない事由が生じた場合は、速やかに事業担当課まで御連絡願います。

Q79. 事業内容が変更となった場合、どのようにすればよいのか。

A79. 交付決定した事業内容について、当該事業内容に変更が生じた場合は、各補助金交付要綱の規定にあるとおり、「軽微な変更」の場合を除き、「補助事業の変更」若しくは「計画変更の承認」手続きが必要となります。そのため、事業内容に変更が生じる場合は、事前に事業担当課まで御連絡願います。

Q80. 補助金により整備した装置等を処分する場合、どのようにすればよいのか。

A80. 補助金により取得した財産については、各補助金交付要綱の規定にあるとおり、その財産の処分について制限が課せられており、処分を制限された期間内に取得財産等を処分しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣の承認を受ける必要があります。そのため、財産処分に係る事由が発生した場合は、速やかに事業担当課まで御連絡願います。

なお、財産処分の承認に当たっては、平成20年6月16日付け20文科会第189号「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(通知)」に従い、手続を行うこととしており、各補助金交付要綱に規定する「大臣が別に定める期間」については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」(平成14年3月25日文科省告示第53号)を参照願います。

(参 考) 各項目に関する問合せ先  
TEL : 03 - 5253 - 4111 (代表)

- ・ 予算に関すること  
高等教育局 国立大学法人支援課 総括係
- ・ 決算に関すること  
高等教育局 国立大学法人支援課 財務分析係
- ・ 資産運用、出資事業、収益事業に関すること  
高等教育局 国立大学法人支援課 法規係
- ・ 人事に関すること  
(給与に関すること) 大臣官房 人事課給与班  
(共済に関すること) 大臣官房 人事課福利厚生室  
(クロスアポイントメントに関すること) 高等教育局 国立大学法人支援課
- ・ 産学連携に関すること  
(運営費交付金に関すること) 高等教育局 国立大学法人支援課 総括係  
(株式等の取得・保有に関すること) 高等教育局 国立大学法人支援課 法規係  
(その他産学連携に関すること) 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課  
大学技術移転推進室
- ・ 国立大学法人評価・中期計画に関すること  
高等教育局 国立大学法人支援課 国立大学戦略室
- ・ 政府調達に関すること  
大臣官房 会計課総務班 企画渉外係
- ・ 組織・定員に関すること  
高等教育局 国立大学法人支援課 支援第四係
- ・ 補助金に関すること  
高等教育局 国立大学法人支援課専門職付